

# 平成22年度国民健康保険税の税率が変わります

## ○南部町の国民健康保険の現状について

国民健康保険は、病気やけがをした時に、安心して医療機関で受診することができるように、日ごろからお金を出し合い、みんなで助け合おうという制度です。

国民健康保険に加入している方の保険税を財源として運営していますが、医療費の増加や景気低迷による収入減などにより、不足分を基金より繰り入れて運営しています。



## ○保険税率の改定について

医療費が増加している中、現在の保険税率では収入不足が見込まれるため、やむを得ず保険税率を改定することにしました。

本来なら、基金を繰り入れることなく保険税で賄わなければなりません。景気がなかなか回復せず、暮らしが安定しないことなどを考え、基金を取り崩し、保険税率の引き上げを極力抑えることとしました。

なお、後期分については、拠出金額が減額となったため、保険税率を下げています。

また、保険税の賦課限度額については、国の制度改正により医療分、後期分を上げています。

## ○保険税率

区分	平成21年度					平成22年度				
	所得割	資産割	均等割	平等割	限度額	所得割	資産割	均等割	平等割	限度額
医療分	4.22%	19.54%	15,600円	12,900円	47万円	4.74%	21.20%	17,000円	13,800円	50万円
後期分	2.58%	12.30%	9,800円	8,000円	12万円	2.40%	10.64%	8,500円	6,300円	13万円
介護分	1.57%	8.95%	8,300円	4,400円	10万円	1.63%	8.95%	8,300円	4,400円	10万円
合計	8.37%	40.79%	33,700円	25,300円	69万円	8.77%	40.79%	33,800円	24,500円	73万円

医療分：国民健康保険の加入者全員が負担します。

後期分：後期高齢者医療を支えるために、各医療保険の加入者全員が負担します。

介護分：国民健康保険の加入者で、40歳から64歳の方が負担します。

## ○保険税の算定方法について

保険税は、所得割・資産割・均等割・平等割額を合計したものが、年間の保険税額となります。

**【所得割】** 被保険者の前年の総所得金額から33万円を引いたものに、所得割率をかけて計算します。

**【資産割】** 当該年度の固定資産税額に、資産割率をかけて計算します。

**【均等割】** 被保険者1人あたりの額です。

**【平等割】** 1世帯あたりの額です。  
限度額とは、上限の金額です。

年度途中で、国民健康保険の資格を取得または喪失した場合は、月割りで計算します。

異動があった場合には、届出日ではなく、取得または喪失日で計算しますので、お早めに手続きをお願いします。



## <問い合わせ先>

税金のことは…税務課（法勝寺庁舎）

電話 66-4802

運営・資格のことは…健康福祉課（すこやか）

電話 66-5522